

受給者証をすでにお持ちの場合

受給者証をお持ちでない場合

Beすまいるにお問い合わせください。

ご相談・見学のご希望など、お気軽にお問い合わせください。

見学・ご説明

管理者・児童発達支援責任者よりBeすまいるの案内・プログラムの説明をいたします。
日頃のお子様の様子やご希望等をお伺いいたします。

相談支援事業所

受給者証の申請

市町村の「障がい福祉課」で放課後等デイサービスの申請を行っていただきます。
相談支援事業所でサービス利用計画を作成。
その後、受給者証が発行されます。

ご契約・アセスメント・個別支援計画の作成

ご見学・ご説明等でご理解をいただいた場合、ご利用の契約をいたします。
お子様のアセスメント(現在の状況等)を記載いただき、お子様と保護者の方の
要望をお聞きした上で個別支援計画を作成いたします。

ご利用開始

サービス提供開始いたします。